

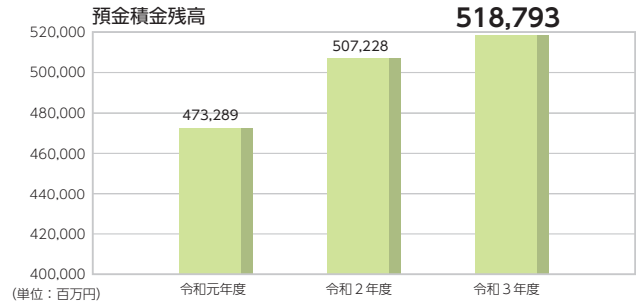
令和3年度の事業概況

令和3年度は、当金庫の3カ年計画「にしん中期経営計画2021(持続可能な地域社会の実現へ、地域と寄り添い共に歩む)」の初年度として、以下の5項目を経営方針に掲げ、地域金融機関としての使命と責務を果たすべく、役職員一丸となって取組みました。

- ① 支援機能の充実
- ② IT化の促進
- ③ 経営組織の強化
- ④ 人財力の強化
- ⑤ SDGsへの貢献

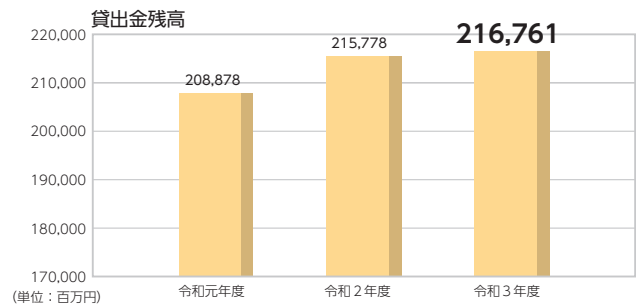
預金積金

預金におきましては、要払性預金を中心に増加しました。要払性預金では120億円の増加、定期性預金では5億円の減少となったことにより、預金末残は115億円増加し、5,187億円となりました。



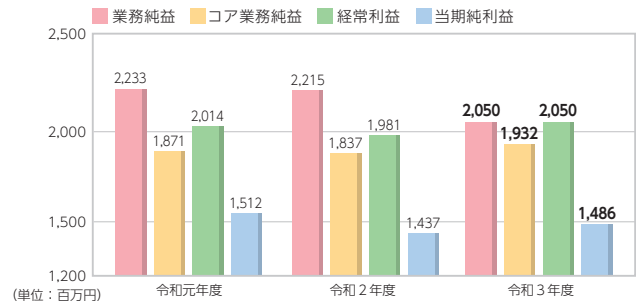
貸出金

貸出金におきましては、中小企業融資、消費者ローンを中心に推進しました。コロナ関連資金等の影響により資金需要が低迷する中、中小企業向け融資で21億円増加、個人向け融資で12億円減少したことにより、貸出金末残は9億円増加し、2,167億円となりました。



損益

貸出金利息が利回りの低下により減少しましたが、有価証券利息の増加により資金運用収益は増加しました。一方で、有価証券の売却益を抑えたことにより経常収益は減少しました。反面、経費や信用コストの減少により利益は増益となり、経常利益20億50百万円、当期純利益14億8千6百万円を計上することができました。



(注) コア業務純益とは、業務純益から一般貸倒引当金繰入額を加え、国債等債券損益を差し引いたものです。

主要な経営指標の推移

(単位: 百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	6,790	6,957	6,822	6,858	6,672
経常利益	2,080	2,165	2,014	1,981	2,050
当期純利益	1,500	1,557	1,512	1,437	1,486
出資総額	969	969	969	969	969
出資総口数(万口)	1,939	1,938	1,938	1,939	1,939
純資産額	40,157	41,864	40,679	42,750	41,576
総資産額	497,027	509,438	519,329	555,117	565,803
預金積金残高	451,894	462,457	473,289	507,228	518,793
貸出金残高	201,191	204,547	208,878	215,778	216,761
有価証券残高	145,485	152,366	154,352	167,742	185,309
単体自己資本比率(%)	19.07	19.01	18.99	19.15	19.00
出資に対する配当金(千円)	38,748	38,748	38,737	38,643	38,707
配当率(%)	4	4	4	4	4
職員数(人)	320	325	336	350	350

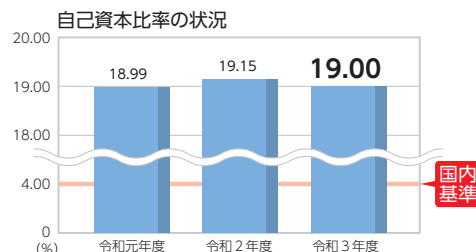
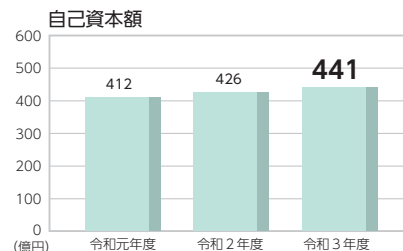
(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金と、当金庫が創業以来積み上げてきた利益金の合計額になります。「自己資本比率」は当金庫が保有する資産に占める自己資本額の割合のことです。「自己資本比率」の算出にあたっては、各資産の回収の危険度合(リスク・ウェイト)により、回収の危険が低いほど資産を過小に評価して算出します。「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。

平成18年度決算から自己資本比率規制(バーゼルⅡ)が導入され、自己資本比率を計算するのに際して「分母」には、従来の信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナル・リスク相当額を8%で割って得た額を計上するとともに、信用リスク・アセットについても掛け目が見直されました。また、平成25年度決算から、自己資本の質の向上と金融機関のリスクをより反映させたバーゼルⅡに次ぐ新たな枠組みであるバーゼルⅢが導入されました。

当金庫の自己資本比率は、今期は19.00%と、国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても441億円となり、自己資本の充実が図れました。



リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等

当金庫の令和4年3月末現在の貸出金に対するリスク管理債権の総額は95億円となりました。うち91億円は担保・保証、貸倒引当金で保全されており、さらに自己資本額におきましても令和4年3月末現在441億円を計上しております。

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全引当状況

(単位: 百万円、%)

		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	2020年度	2,261	2,261	1,168	1,093	100.00%	100.00%
	2021年度	2,579	2,579	1,363	1,216	100.00%	100.00%
危険債権	2020年度	7,337	6,959	4,799	2,159	94.84%	85.09%
	2021年度	6,755	6,488	4,602	1,886	96.05%	87.61%
要管理債権	2020年度	145	114	98	16	78.67%	34.21%
	2021年度	231	96	71	24	41.61%	15.34%
三月以上延滞債権	2020年度	18	17	15	2	95.57%	71.48%
	2021年度	17	16	14	1	97.76%	82.55%
貸出条件緩和債権	2020年度	127	97	83	14	76.22%	31.80%
	2021年度	214	79	56	22	37.12%	14.41%
小計(A)	2020年度	9,745	9,335	6,066	3,269	95.80%	88.87%
	2021年度	9,566	9,164	6,037	3,126	95.80%	88.61%
正常債権(B)	2020年度	209,186					
	2021年度	210,621					
総与信残高(A) + (B)	2020年度	218,931					
	2021年度	220,187					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。